

(平 15. 4. 22)
(総 40 — 2)

平 成 1 5 年 度

税制改正関係法律案要綱等

(第 156 回 国 会)

目 次

一 税制改正に関する法律案要綱等

(一) 国税関係

1. 法律案要綱

所得税法等の一部を改正する法律案要綱

[平15. 2. 4 閣議決定] 1

2. 政令案要綱

(1) 所得税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平15. 3. 28 閣議決定] 31

(2) 法人税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平15. 3. 28 閣議決定] 32

(3) 相続税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平15. 3. 28 閣議決定] 34

(4) 地価税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平15. 3. 28 閣議決定] 36

(5) 登録免許税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平15. 3. 28 閣議決定] 37

(6) 消費税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平15. 3. 28 閣議決定] 38

(7) 酒税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平15. 3. 28 閣議決定] 39

(8) 石油税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平15. 3. 28 閣議決定] 40

(9) 印紙税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平15. 3. 28 閣議決定] 41

(10) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平15. 3. 28 閣議決定] 42

(11) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時
特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

[平15. 3. 28 閣議決定] 48

(2) 国税通則法施行令の一部を改正する政令案要綱	
〔平15.3.28 閣議決定〕	49

3. 附帯決議

(1) 「所得税法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議	
〔平15.3.3 衆議院財務金融委員会〕	50
(2) 「所得税法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議	
〔平15.3.26 参議院財政金融委員会〕	51

(二) 地方税関係

1. 法律案要綱

地方税法等の一部を改正する法律案要綱	
〔平15.2.7 閣議決定〕	52

2. 政令案要綱

地方税法施行令等の一部を改正する政令案要綱	
〔平15.3.28 閣議決定〕	84

3. 附帯決議

(1) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議	
〔平15.3.6 衆議院総務委員会〕	96
(2) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議	
〔平15.3.20 参議院総務委員会〕	97

(参考)

1. 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部 を改正する法律案要綱	
〔平15.3.7 閣議決定〕	98
2. 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案要綱	
〔平15.4.2 衆議院財務金融委員会〕	100
3. 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案に対する 修正案要綱	
〔平15.4.2 衆議院財務金融委員会〕	102
4. 平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得 税及び法人税の臨時特例に関する法律案要綱	
〔平15.2.4 衆議院財務金融委員会〕	103

5 . 平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得 税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令案要綱	
[平15. 2. 14 閣議決定]	104
二 税制改正関係法律案等の審議経過	
[第 1 5 6 回国会（通常国会）]	105

一 税制改正に関する法律案要綱

(一) 国税関係

1. 法律案要綱

所得税法等の一部を改正する法律案要綱

[平成15. 2. 4 閣議決定]

現下の経済・財政状況を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、研究開発・設備投資減税の集中・重点化、相続税・贈与税の一体化及び税率の引下げ、金融・証券税制の軽減・簡素化、登録免許税の軽減、配偶者特別控除（上乗せ部分）の廃止、消費税の事業者免税点制度等の改革、酒税及びたばこ税の見直しその他所要の措置を一体として講ずることとし、次により所得税法等の一部を改正することとする。

一 所得税法の一部改正（第1条関係）

- 1 配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして控除対象配偶者（合計所得金額38万円以下の配偶者）に適用される部分を廃止することとする。（所得税法第83条の2関係）

（注）上記の改正は、平成16年分以後の所得税について適用する。（附則第3条関係）

- 2 内国法人が国内において支払を受けるべき芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金に対する源泉徴収制度を廃止することとする。（所得税法第5条、第7条、第174条、第177条関係）
- 3 社債等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産につき生ずる所得については、所得税を課さないこととする。（所得税法第11条関係）
- 4 特殊法人等が独立行政法人等に移行することに伴う所要の措置を講ずることとする。（所得税法別表第1関係）
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法の一部改正（第2条関係）

- 1 連結納税制度について、連結子法人が離脱した場合には、その直前にみなし事業年度を設け、そのみなし事業年度を連結子法人として単体申告をする事業年度とするほか、連結事業年度等について所要の整備を図ることとする。（法人税法

第4条の3、第4条の5、第14条、第15条の2関係)

- 2 同族会社の判定について、自己株式を有する場合の判定方法を見直すほか、同族会社となる持分割合の基準を100分の50超（現行100分の50以上）とすることとする。（法人税法第2条関係）
- 3 一定の組織再編成後に適格合併を行うことが予定されている場合のその最初の組織再編成の適格要件の見直しを行うこととする。（法人税法第2条関係）
- 4 信託財産に帰せられる収入及び支出の帰属の原則を適用しない信託の対象に、社債等の振替に関する法律の加入者保護信託を加えることとする。（法人税法第12条関係）
- 5 特殊法人等が独立行政法人等に移行することに伴う所要の措置を講ずることとする。（法人税法別表第1、別表第2関係）
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 相続税法の一部改正（第3条関係）

1 相続時精算課税制度の創設

次により相続時精算課税制度を創設することとする。

(1) 概要

受贈者は、現行の暦年単位による贈与税の課税方式に代えて、相続時精算課税制度（贈与時に贈与により取得した財産に対する相続時精算課税に係る贈与税を支払い、相続時にその贈与により取得した財産の価額と相続又は遺贈により取得した財産の価額とを合計した価額を課税価格として計算した相続税額から、既に支払った相続時精算課税に係る贈与税額を控除した額をもって、その納付すべき相続税額とする制度）の適用を受けることを選択できる。（相続税法第21条の9～第21条の18関係）

(2) 適用対象者

本制度の適用対象となる贈与者及び受贈者は、それぞれ、その年の1月1日において65歳以上の者、同日において20歳以上の贈与者の推定相続人で直系卑属である者とする。（相続税法第21条の9関係）

(3) 適用手続

本制度を選択しようとする受贈者は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に所轄税務署長に対してその旨の届出書を提出する。この選択は、受贈者が各々、贈与者ごとに行うことができること

とし、この届出書は取り下げることとはできないものとする。（相続税法第21条の9関係）

(4) 税額の計算等

① 贈与税額の計算

贈与税額の計算は次による。

イ 本制度の選択をした受贈者（以下「相続時精算課税適用者」という。）については、選択をした年以後の各年において、本制度に係る贈与者（以下「特定贈与者」という。）ごとにその特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額を相続時精算課税に係る贈与税の課税価格とする。（相続税法第21条の10関係）

ロ 相続時精算課税に係る贈与税額は、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る贈与税の課税価格から2,500万円までの特別控除額（既に特別控除を適用した場合には、その適用した金額を控除した残額）を控除した後の金額に、20%の税率を乗じて計算する。（相続税法第21条の12、第21条の13関係）

② 相続税額の計算等

相続税額の計算は次による。

イ 相続時精算課税適用者に係る相続税額は、特定贈与者からの相続時に、本制度の選択時以後の贈与により取得した財産の贈与時における価額と相続により取得した財産の価額とを合計した価額を課税価格として計算した相続税額から、既に支払った相続時精算課税に係る贈与税額を控除した額とする。なお、相続税額から控除しきれない贈与税額がある場合には、その控除しきれない贈与税額について相続税の申告をすることにより還付を受けることができる。（相続税法第21条の15、第21条の16、第33条の2関係）

ロ 相続時精算課税適用者の相続人等は、特定贈与者である場合を除き、相続時精算課税に係る納税の権利又は義務を承継する。（相続税法第21条の17関係）

2 相続税の税率構造の見直し

相続税の税率構造を次のように改めることとする。（相続税法第16条関係）

現 行

改 正 案

税率

税率

800万円以下の金額	10%	1,000万円以下の金額	10%
1,600万円	15%	3,000万円	15%
3,000万円	20%	5,000万円	20%
5,000万円	25%		
1億円以下の金額	30%	1億円以下の金額	30%
2億円	40%	3億円	40%
4億円	50%	3億円超の金額	50%
20億円	60%		
20億円超の金額	70%		

3 贈与税の税率構造の見直し

相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造を次のように改めることとする。（相続税法第21条の7関係）

現 行			改 正 案		
		税率			税率
150万円以下の金額		10%	200万円以下の金額		10%
200万円	〃	15%	300万円	〃	15%
250万円	〃	20%	400万円	〃	20%
350万円	〃	25%			
450万円	〃	30%	600万円	〃	30%
600万円	〃	35%			
800万円	〃	40%	1,000万円	〃	40%
1,000万円	〃	45%			
1,500万円	〃	50%	1,000万円超の金額		50%
2,500万円	〃	55%			
4,000万円	〃	60%			
1億円	〃	65%			
1億円超の金額		70%			

（注）上記1から3までの改正は、平成15年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産について適用する。（附則第15条関係）

4 その他

- (1) 相続税の申告に際し必要となる他の共同相続人等の贈与税の課税価格の合計額について、一定の要件の下に相続人等の請求により税務署長が開示する制度

を創設することとする。（相続税法第49条の2関係）

- (2) 相続税額の加算について、加算の対象となる者に被相続人の養子となった当該被相続人の孫（代襲相続人である者を除く。）を加えることとする。

（相続税法第18条関係）

- (3) 贈与税について、更正等の期間制限を6年（現行3年又は5年）に延長することとする。（相続税法第36条関係）

- (4) 生命保険契約に関する権利の評価について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとする。（旧相続税法第26条関係）

- (5) 税務職員の守秘義務違反に係る罰則を2年以下の懲役又は30万円以下の罰金（現行2年以下の懲役又は3万円以下の罰金）とすることとする。（相続税法第72条関係）

- (6) 出国時における申告書の提出期限の延長、税務職員の質問検査権についての規定の整備、相次相続控除の規定の整備、財産の所在に関する規定の整備その他所要の規定の整備を行うこととする。

四 地価税法の一部改正（第4条関係）

特殊法人等が独立行政法人等に移行することに伴う所要の規定の整備を行うこととする。（地価税法第20条、別表第1関係）

五 登録免許税法の一部改正（第5条関係）

- 1 不動産の価額を課税標準とする登記に係る登録免許税について、税率を次のとおり改めることとする。（登録免許税法別表第1関係）

(1) 所有権の移転の登記

- | | |
|------------------|------------------------|
| ① 売買その他の原因による移転 | 1,000分の20（現行1,000分の50） |
| ② 相続又は法人の合併による移転 | 1,000分の4（現行1,000分の6） |
| ③ 共有物の分割による移転 | 1,000分の4（現行1,000分の6） |

(2) 所有権の保存の登記 1,000分の4（現行1,000分の6）

(3) 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① 設定又は転貸 | 1,000分の10（現行1,000分の25） |
| ② 売買その他の原因による移転 | 1,000分の10（現行1,000分の25） |
| ③ 相続又は法人の合併による移転 | 1,000分の2（現行1,000分の3） |
| ④ 共有に係る権利の分割による移転 | 1,000分の2（現行1,000分の3） |

(4) 信託の登記

- ① 所有権の信託 1,000分の4 (現行1,000分の6)
- ② 所有権以外の権利の信託 1,000分の2 (現行1,000分の3)

(5) 相続財産の分離の登記

- ① 所有権の分離 1,000分の4 (現行1,000分の6)
- ② 所有権以外の権利の分離 1,000分の2 (現行1,000分の3)

(6) 仮登記

- ① 所有権の移転又は所有権の移転請求権の保全
1,000分の10等 (現行1,000分の6)
- ② その他 (課税標準が不動産の価額であるものに限る。)

本登記の税率の2分の1 (現行 不動産の個数1個につき1,000円)

(注) 上記の改正は、平成15年4月1日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用する。(附則第24条関係)

- 2 特殊法人等が独立行政法人等に移行することに伴い、当該独立行政法人等のうち登録免許税が非課税とされる法人となる法人又は自己の受ける一定の登記について非課税となる法人となる法人について定める等所要の措置を講ずることとする。(登録免許税法別表第2、別表第3関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

六 消費税法の一部改正 (第6条関係)

1 中小事業者に対する特例措置

- (1) 事業者免税点制度が適用される基準期間における課税売上高の上限を1,000万円 (現行3,000万円) に引き下げることとする。(消費税法第9条～第12条、第57条関係)
- (2) 簡易課税制度が適用される基準期間における課税売上高の上限を5,000万円 (現行2億円) に引き下げることとする。(消費税法第37条関係)

(注) 上記の改正は、平成16年4月1日以後に開始する課税期間について適用する。(附則第25条、第26条、第28条、第30条関係)

2 申告納付制度等

- (1) 直前の課税期間の確定税額が4,800万円 (1年分) を超える事業者は、中間申告・納付を毎月 (現行3月ごと) 行うこととし、原則として当該確定税額の12分の1ずつを申告・納付することとする。(消費税法第42条～第44条、第48

条関係)

- (2) 課税期間を3月とする特例に加え、新たに課税期間を1月とする特例を設けることとする。(消費税法第19条関係)

(注) 上記の改正は、平成16年4月1日以後に開始する課税期間について適用する。

(附則第27条、第29条関係)

- 3 事業者は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合において、あらかじめその資産又は役務の価格を表示するときは、その資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならないこととする。(消費税法第63条の2関係)

(注) 上記の改正は、平成16年4月1日から適用する。

- 4 特殊法人等の独立行政法人等への移行等に伴う所要の措置を講ずることとする。(消費税法別表第3関係)

5 その他

- (1) 事業者免税点制度の改正に伴い、平成16年4月1日以後に開始する課税期間の基準期間における課税売上高の計算につき特例を設けるほか、所要の経過措置を設けることとする。(附則第25条～第31条関係)

- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

七 酒税法の一部改正(第7条関係)

1 酒類間の税負担格差の縮小

酒税の税率を次のように改めることとする。(酒税法第22条関係)

種 類 ・ 品 目	現 行	改 正 案
	(各1ℓ当たり)	
合 成 清 酒		
(アルコール分15度)	79,300円	94,600円
果 実 酒	56,500円	70,472円
甘 味 果 実 酒		
(アルコール分12度)	98,600円	103,722円
発泡酒(麦芽重量割合が50%		
未滿25%以上のもの)	152,700円	178,125円
発泡酒(その他のもの)	105,000円	134,250円
その他の雑酒(その他のもの)		

(アルコール分12度)

98,600円

103,722円

なお、アルコール度数による加算・減算税率を上記に準じて改める。

(注) 上記の改正は、平成15年5月1日から施行する。(附則第1条関係)

- 2 ビールの原料に麦を追加するとともに、発泡酒の範囲に麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するものを加えることとする。(酒税法第3条、第4条関係)
- 3 酒類の検査、申告手続等の簡素合理化

- (1) 酒類が製成されたときの数量、アルコール分及びエキス分の検定制度を廃止することとする。(旧酒税法第41条、第42条関係)
- (2) 酒類の製造見込数量の申告義務を廃止するとともに、酒類の製成・移出数量等の申告を毎月から年1回に改めることとする。(酒税法第47条関係)
- (3) 酒類等が亡失、腐敗等した場合の検査を受ける義務を届出義務に改めることとする。なお、酒税の取締り又は保全上必要があるときは、税務署長は、酒類等の処分を禁止することができることとする。(旧酒税法第49条、酒税法第50条の2関係)

4 その他

- (1) 製造場に移入した課税済酒類に係る税額控除制度について、当該課税済酒類を再移出したときに加え、税務署長に申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したときも適用することとする。(酒税法第30条関係)
- (2) 平成15年5月1日において、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で、税額が増加する酒類を一定数量以上所持する者(酒類の製造者及び酒類販売業者のほか、料理飲食店等を含む。)に対して、手持品課税を行うこととする。(附則第39条関係)
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととする。

八 たばこ税法の一部改正(第8条関係)

- 1 特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係る税率を、7,072円/千本(現行6,252円/千本)に引き上げることとする。(たばこ税法第11条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

(注) 上記の改正は、平成15年7月1日から施行することとする。

九 石油税法の一部改正(第9条関係)

1 名称を石油石炭税法に改めることとする。

2 課税物件の追加

石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの（外国から本邦に到着したもの以外のものにあつては、採取されたものに限る。）を課税物件に加えることとする。（石油石炭税法第2条、第3条関係）

3 税率を次のように改めることとする。（石油石炭税法第9条、附則第44条、第45条関係）

現 行		改 正 案		
		(各1トン当たり)		
		平成15年10月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日
天然ガス	720円	840円	960円	1,080円
ガス状炭化水素	670円	800円	940円	1,080円
(天然ガスを除く。)				
石 炭	—	230円	460円	700円

4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

十 電源開発促進税法の一部改正（第10条関係）

1 税率を次のように改めることとする。（電源開発促進税法第6条、附則第54条関係）

現 行	改 正 案		
	(各1,000キロワット時当たり)		
	平成15年10月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日
445円	425円	400円	375円

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

十一 印紙税法の一部改正（第11条関係）

特殊法人等が独立行政法人等に移行することに伴う所要の措置を講ずることとする。（印紙税法別表第2、別表第3関係）

十二 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正（第12条及び第13条関係）

1 研究開発減税

(1) 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設

試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除制度との選択制で、試験研究費の総額に対し次の控除割合による特別税額控除を認めることとする。ただし、当期の税額の100分の20相当額を限度とする。（租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9 関係）

① 特別税額控除割合は、試験研究費の総額の平均売上金額(当期を含む4年間の売上金額の平均額)に対する割合(以下「試験研究費割合」という。)に応じ、次のとおりとする。

イ 試験研究費割合が100分の10以上 100分の10

ロ 試験研究費割合が100分の10未満 $100分の8 + 試験研究費割合 \times 0.2$

② 3年間の時限措置として、上記①の特別税額控除割合に100分の2を上乗せし、試験研究費割合に応じ、次のとおりとする。

イ 試験研究費割合が100分の10以上 100分の12

ロ 試験研究費割合が100分の10未満 $100分の10 + 試験研究費割合 \times 0.2$

(2) 産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設

国の試験研究機関、大学等との共同試験研究等に係る試験研究費の額がある場合には、当該試験研究費の額について上記(1)を適用するとともに、100分の12から上記(1)①の税額控除割合を控除した割合による特別税額控除を認めることとする。ただし、上記(1)の特別税額控除額と合計して、当期の税額の100分の20相当額を限度とする。（租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9 関係）

なお、3年間の時限措置として、上記特別税額控除割合に100分の3を上乗せし、特別税額控除割合を100分の15とする。

(3) 中小企業技術基盤強化税制の拡充

中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除制度並びに上記(1)及び(2)の特別税額控除制度の適用に代えて、試験研究費の総額の100分の12（現行100分の6（平成15年3月31日までは100分の10））相当額の特別税額控除を認めることとする。ただし、当期の税額の100分の20相当額を限度とする。（租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9 関係）

なお、3年間の時限措置として、上記特別税額控除割合に100分の3を上乗せし、特別税額控除割合を100分の15とする。

(4) 税額控除限度超過額の繰越控除（１年）

前１年以内に開始した事業年度又は連結事業年度において、上記(1)から(3)までの特別税額控除制度による控除をしても控除しきれない金額がある場合に、その事業年度又は連結事業年度の試験研究費の総額が前事業年度又は前連結事業年度の試験研究費の総額を超えるときは、その控除しきれない金額の繰越控除を認めることとする。ただし、当期における上記(1)から(3)までの特別税額控除額と合計して、当期の税額の100分の20相当額を限度とする。（租税特別措置法第10条、第42条の４、第68条の９関係）

(5) 試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除制度の適用期限の延長等

試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除制度について、特別試験研究費の範囲を見直すとともに、その適用期限を３年延長することとする。（租税特別措置法第10条、第42条の４、第68条の９関係）

(注) 上記(1)から(3)までの措置は、平成15年１月１日以後に開始する事業年度又は連結親法人事業年度で、かつ、平成15年４月１日以後に終了する事業年度又は連結事業年度について適用し、個人については、平成15年分以後の所得税について適用する。（附則第58条、第88条、第107条関係）

2 設備投資減税

(1) 情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度の創設

平成15年１月１日から平成18年３月31日までの期間内に、一定の情報通信機器等の取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の100分の50相当額の特別償却と取得価額の100分の10相当額の特別税額控除との選択適用を認めることとする。また、一定の個人又は法人にあっては、一定のリース情報通信機器等の賃借をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、リース費用の一定額について100分の10相当額の特別税額控除を認めることとする。ただし、当期の税額の100分の20相当額を限度とし、控除限度超過額については１年間の繰越しを認める。（租税特別措置法第10条の６、第42条の11、第68条の15関係）

(2) 開発研究用設備の特別償却制度の創設

平成15年１月１日から平成18年３月31日までの期間内に、一定の開発研究用設備の取得等をして、これを国内にある開発研究の用に供した場合には、その取得価額の100分の50相当額の特別償却を認めることとする。（租税特別措置法第11条の３、第44条の３、第68条の20の２関係）

(注) 上記(1)及び(2)の措置は、平成15年4月1日以後に終了する事業年度又は連結事業年度について適用し、個人については、平成15年分以後の所得税について適用する。

なお、同日前に終了する事業年度又は連結事業年度において平成15年1月1日から平成15年3月31日までの間に対象設備等の取得等をした場合には、平成15年4月1日を含む事業年度又は連結事業年度において、特別償却相当額又は特別税額控除相当額の償却又は繰越控除を認める。(租税特別措置法第42条の11、第44条の3、第68条の15、第68条の20の2関係)

3. 中小企業・ベンチャー企業支援

(1) 同族会社の留保金課税制度について、自己資本比率(総資産に占める自己資本の割合)が100分の50以下の中小法人又は中小連結親法人(資本金1億円以下の法人又は連結親法人)の、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度又は連結親法人事業年度については、留保金課税を適用しない措置を講ずるとともに、課税留保金額に対する税額の5%軽減措置を廃止することとする。(租税特別措置法第68条の2、第68条の109関係)

(2) 交際費等の損金不算入制度について、400万円の定額控除を認める対象法人の範囲を資本金1億円以下(現行5,000万円以下)の中小法人又は中小連結法人に拡大するとともに、定額控除額までの金額の損金不算入割合を100分の20から100分の10に引き下げた上、その適用期限を3年延長することとする。

(租税特別措置法第61条の4、第68条の66関係)

(3) 中小企業者等又は中小連結法人等が、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、その取得価額の全額の損金算入等を認めることとする。(租税特別措置法第28条の2、第67条の8、第68条の103の2関係)

(4) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例について、次の措置を講ずることとする。

① 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の特定中小会社の特定株式を払込みにより取得した場合に、一定の要件の下で、その取得をした年分の株式等に係る譲渡所得等の金額からその特定株式の取得に要した金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額を限度とする。)を控除する特例を創設する。(租税特別措置法第37条の13関係)

② 特定中小会社の特定株式を当該特定中小会社が発行した株式に係る上場等

の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例の要件とされている譲渡期間を、当該上場等の日以後3年以内（現行1年以内）に延長する。（租税特別措置法第37条の13の3関係）

- (5) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度を統合するとともに、適用対象者から飲食店業を営む大規模法人、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の認定計画に従って改善事業を実施する認定組合等及びその構成員並びに産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画に従って事業再構築を行う中小企業者を除外した上、その適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12関係）

- (6) 商業施設等の特別償却制度について、中小小売商業振興法の商店街整備等支援計画に係る措置を除外した上、その適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第11条の7、第44条の7、第68条の24関係）

4 金融・証券税制

(1) 配当課税の見直し

① 上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率の特例の創設

平成15年4月1日以後に支払を受ける一定の上場株式等の配当等について、源泉徴収税率を15%（本則20%）に軽減することとする。

なお、平成15年4月1日以後5年間に支払を受ける当該一定の上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率については、平成15年4月1日から同年12月31日までは10%、平成16年1月1日から平成20年3月31日までは7%の税率を適用することとする。（租税特別措置法第9条の3、附則第68条関係）

② 上場株式等の配当所得に係る申告不要の特例の適用上限額の撤廃

少額配当の申告不要の特例の対象となる配当等のうち平成15年4月1日以後に支払を受ける一定の上場株式等の配当等については、1回の支払金額に係る適用上限額を撤廃することとする。（租税特別措置法第8条の5関係）

③ 株式等に係る配当所得の35%の税率による源泉分離選択課税の特例は、平成15年3月31日をもって廃止することとする。（旧租税特別措置法第8条の5関係）

(2) 投資信託課税の見直し

公募証券投資信託（公社債投資信託を除く。以下同じ。）については、平成

16年1月1日以後、現行の利子並み課税の対象から除外した上、次の措置を講ずることとする。

① 公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等を上記(1)①及び②の特例の対象とする。（租税特別措置法第8条の2、第8条の3、第8条の5、第9条の3関係）

② 公募証券投資信託の償還又は一部解約により支払われる金額は、その公募証券投資信託について信託された金額のうちその受益証券に係る部分の金額までを限り、株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなす。（租税特別措置法第37条の10関係）

(3) 上場株式等に係る譲渡所得等に関する特例措置の見直し

① 平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間に上場株式等を譲渡したときは、その譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する所得税の額は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の7%に相当する金額とすることとする。（租税特別措置法第37条の11関係）

② 上記①の特例の創設に伴い、次の特例を廃止することとする。

イ 長期所有上場特定株式等の譲渡所得に係る100万円特別控除の特例（旧租税特別措置法第37条の10関係）

ロ 長期所有上場株式等に係る譲渡所得等に対する暫定税率の特例（旧租税特別措置法第37条の11関係）

（注）上記の改正は、平成15年分以後の所得税について適用する。（附則第58条関係）

(4) 源泉徴収選択口座等の改善

① 源泉徴収方式の改善（年間分一括納付方式への変更）

イ 平成16年以後の源泉徴収選択口座（源泉徴収を選択した特定口座をいう。）における源泉徴収の方式について、譲渡等の都度、証券業者がその源泉徴収選択口座に係る年初からの通算所得金額の増減額の15%（平成19年までは7%）相当額の所得税の源泉徴収又は還付を行うとともに、年末において還付されずに残っている源泉徴収税額を原則として翌年1月10日までに納付する方式に改めることとする。（租税特別措置法第37条の11の4関係）

ロ 平成15年中の源泉徴収選択口座における源泉徴収の方式については、15%（同年4月以降は7%）の税率による源泉徴収並びに月ごとの納付及び

還付の仕組みを維持した上、証券業者が源泉徴収選択口座においてその年中に源泉徴収をした所得税の合計額（還付をした金額を除く。）のうちその源泉徴収選択口座に係る年間通算所得金額の7%相当額を超える部分の金額をその源泉徴収選択口座を開設した者に還付する措置を講ずることとする。（附則第79条関係）

② 源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書の提出不要

源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書について、税務署長への提出を不要とすることとする。（租税特別措置法第37条の11の4、附則第79条関係）

(5) その他

① 金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用の特例について、次の措置を講ずることとする。（租税特別措置法第8条関係）

イ 適用対象となる証券業者等の範囲に、証券取引清算機関を加える。

ロ 適用対象に、公社債の主たる取引者とされる一定の内国法人が支払を受ける公社債の利子のうち、社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録がされた公社債の利子でその記載又は記録されていた期間内に生じたものを加える。

② 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例の対象となる短期公社債の範囲に、国有林野事業特別会計法又は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の規定により発行される国債を加えることとする。（租税特別措置法第41条の12関係）

5 土地・住宅税制

(1) 登録免許税

① 不動産の価額を課税標準とする土地の登記に係る登録免許税について、課税標準を固定資産課税台帳の登録価格の3分の1とする措置を廃止することとする。（旧租税特別措置法第84条の5関係）

② 不動産の価額を課税標準とする登記に係る登録免許税については、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間の措置として、五1の新税率を2分の1に軽減することとする。（租税特別措置法第72条関係）

③ 上記五1並びに上記①及び②の改正に伴い、以下の租税特別措置について税率の調整その他所要の規定の整備を行うこととする。

イ 国有農地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減（租

税特別措置法第76条関係)

- ロ 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減(租税特別措置法第77条関係)
 - ハ 勧告等によってする登記に対する登録免許税の税率の軽減(租税特別措置法第80条関係)
 - ニ 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減(租税特別措置法第81条関係)
 - ホ 民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減(租税特別措置法第83条の2関係)
 - ヘ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減(租税特別措置法第83条の4関係)
- (2) 都市再生特別措置法の制定に関連して、以下の措置を講ずることとする。
- ① 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の対象となる土地等の譲渡の範囲に、都市再生特別措置法の認定を受けて一定の要件を満たす都市再生事業を行う同法の認定事業者等に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものを加える。(租税特別措置法第31条の2、第62条の3、第68条の68関係)
 - ② 都市再生特別措置法の認定を受けて行われる一定の要件を満たす都市再生事業により建築された建築物につき、5年間普通償却限度額の100分の50の割増償却を認める。(租税特別措置法第14条の2、第47条の2、第68条の35関係)
 - ③ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、平成18年3月31日までに国土交通大臣の認定を受けた同法に規定する認定計画(以下「認定民間都市再生事業計画」という。)に基づき都市再生事業のうち一定のもの(以下「特定民間都市再生事業」という。)の用に供するため、その認定後2年以内に当該特定民間都市再生事業の事業区域内の土地を取得する場合における所有権の移転登記については、登録免許税の税率を1,000分の7(平成17年3月31日までに認定を受けた認定民間都市再生事業計画に基づき取得する土地の所有権の移転登記については、1,000分の5)(本則1,000分の20)に軽減する。(租税特別措置法第83条の3関係)
 - ④ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画

に基づき特定民間都市再生事業により建築される建物を取得する場合における所有権の保存登記については、登録免許税の税率を1,000分の1.5（本則1,000分の4）に軽減する。（租税特別措置法第83条の3 関係）

- ⑤ 認定民間都市再生事業に係る特定民間都市再生事業の事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、当該認定民間都市再生事業計画に基づきその認定後2年以内に当該認定計画に係る特定民間都市再生事業を実施する同法に規定する認定事業者等にその土地に関する権利の譲渡をし、その譲渡をした権利に代わるものとして当該認定事業者等から当該認定民間都市再生事業計画に従って建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権を取得した場合における所有権の移転登記については、登録免許税の税率を1,000分の8（本則1,000分の20）に軽減する。（租税特別措置法第83条の3 関係）

(3) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の創設等

- ① 20歳以上の一定の受贈者が自己の居住の用に供する一定の家屋を取得するための資金又は自己の居住の用に供する家屋の一定の増改築のための資金（以下「住宅取得等資金」という。）を親からの贈与により取得した場合には、その親が65歳未満である場合においても上記三1(1)の相続時精算課税の適用を選択することができることとする。（租税特別措置法第70条の3 関係）
- ② 三1の相続時精算課税適用者及び上記①の特定受贈者が住宅取得等資金を贈与により取得した場合における三1(4)①の特別控除は、当該住宅取得等資金に限り1,000万円を加算し、3,500万円とすることとする。（租税特別措置法第70条の3の2 関係）

（注）上記①及び②の特例は、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に贈与により取得する住宅取得等資金について適用する。（附則第123条 関係）

- ③ 住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例については、平成17年12月31日までの経過措置を講じた上、廃止することとする。（附則第123条 関係）

（注）③の経過措置の適用を受けた者は、当該贈与を受けた年以後5年間は、当該贈与に係る贈与者からの贈与について、相続時精算課税制度は適用できない。（附則第123条 関係）

(4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の

特例等の対象となる土地等の譲渡の範囲に、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の買取請求に基づくマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡又は一定の要件を満たすマンション建替事業の施行者に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるものを加えることとする。（租税特別措置法第31条の2、第62条の3、第68条の68関係）

- (5) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の対象に、マンション建替事業が施行された場合においてやむを得ない事情により土地等がマンションの建替えの円滑化等に関する法律の買取請求に基づきマンション建替事業の施行者に買い取られるときを加えることとする。（租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75関係）

- (6) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第91条関係）

- (7) 住宅の取得等をして住宅ローン控除の適用を受けていた居住者が、給与等の支払者から転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその住宅をその者の居住の用に供しなくなった後、当該住宅に再び入居した場合には、一定の要件の下で、当該住宅の取得等に係る住宅ローン控除の適用年のうちその者が再び入居した日の属する年（以下「再居住年」という。）以後の各適用年（当該再居住年に当該住宅を賃貸の用に供していた場合には当該再居住年の翌年以後の各適用年）について住宅ローン控除の再適用を受けることができることとする。（租税特別措置法第41条関係）

（注）上記の改正は、平成15年4月1日以後に居住の用に供しなくなった場合について適用する。（附則第83条関係）

- (8) 既存建築物を有する者が、平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に、その建築物を一定の優良賃貸住宅に改良した場合には、その工事によって取得した建物等について、取得価額の100分の10の特別償却を認めることとする。（租税特別措置法第14条、第47条、第68条の34関係）

- (9) マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置の適用対象に、マンション建替組合が組合員からの買取請求により取得する区分所有権及び敷地利用権の取得の登記を加えることとする。（租税特別措置法第75条関係）

- (10) 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け

等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所要の規定の整備を行った上、適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第72条の2～第74条）

6 社会経済情勢の変化への対応

(I) 産業活力再生特別措置法の改正に伴い、次の措置を講ずる。なお、現行の産業活力再生特別措置法に係る措置は、次の④の措置を除き、廃止することとする。

① 改正後の産業活力再生特別措置法の事業革新設備を導入する旨の記載がある計画の認定事業者等が取得等をする事業革新設備について、取得価額の100分の24（同法の事業再構築計画又は経営資源再活用計画の認定事業者等が取得等をする事業革新設備については、100分の30とし、同法の共同事業再編計画の認定事業者等が取得等をする事業革新設備については、100分の40とする。）の特別償却を認める。（租税特別措置法第11条の4、第44条の4、第68条の21関係）

② 改正後の産業活力再生特別措置法の共同事業再編計画の認定事業者が、当該共同事業再編計画に従い、共同で現物出資により共同新設会社を設立する際に生ずる譲渡益について、一定の要件の下に、課税の繰延べを認める。（租税特別措置法第66条、第68条の86関係）

③ 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、改正後の産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に係る認定（平成20年3月31日までに受けたものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に対する登録免許税の税率を次のとおり軽減する。（租税特別措置法第80条の2関係）

イ 株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加（ロに該当するものを除く。）

1,000分の2.5（平成18年3月31日までに受けた認定に係るものについては、1,000分の1.5）（本則1,000分の7）

ロ 合併又は分割による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加

1,000分の1（本則1,000分の1.5）

増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社又は分割をした会社の資本の金額を超える部分については、1,000分の2.5（平成18年3月31日までに受けた認定に係るものについては、1,000分の1.5）

イ (本則1,000分の7)

ハ 法人の設立等の場合における船舶の所有権の取得（ホに該当するものを除く。）

1,000分の23（本則1,000分の28）

ニ 合併による法人の設立等の場合における不動産又は船舶の所有権の取得

(イ) 不動産の所有権の取得

1,000分の1.5（平成18年3月31日までに受けた認定に係るものについては、1,000分の1）（本則1,000分の4）

(ロ) 船舶の所有権の取得

1,000分の3（本則1,000分の4）

④ 産業活力再生特別措置法の設備廃棄等による欠損金額の特例措置について、その対象となる計画に改正後の産業活力再生特別措置法の共同事業再編計画及び経営資源再活用計画を加えるとともに、欠損金の繰越期間の特例につき適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第66条の12関係）

(2) 飼料の製造業者が、平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に、牛海綿状脳症のまん延の防止に寄与する飼料製造設備等の取得等をした場合には、取得価額の100分の18（建物等については、100分の9）の特別償却を認めることとする。（租税特別措置法第44条の8、第68条の24の2関係）

(3) 再商品化設備等の特別償却制度について、対象設備に自動車破碎残さの再資源化をするための施設を加えるほか、基準取得価額の見直しを行うこととする。（租税特別措置法第11条の9、第44条の9、第68条の25関係）

(4) 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、対象事業及び対象資産の見直しを行うこととする。（租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27関係）

(5) 医療用機器等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第12条の2、第12条の3、第45条の2、第68条の29関係）

① 対象設備から看護業務省力化機器を除外するとともに、新たに医療の安全の確保に資する医療用機器等について、取得価額の100分の20の特別償却を認める。

② 建替え病院用建物の特別償却の対象資産に一定の有床診療所の療養病床を加える。

- (6) 農業経営改善計画等を実施する者の機械等の割増償却制度について、割増償却の対象期間を拡充した上、その適用期限（認定期限）を2年延長することとする。（租税特別措置法第13条の3、第46条の3、第68条の32関係）
- (7) 漁業協同組合が、平成15年4月1日又は漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律の施行の日の翌日のいずれか遅い日から平成18年3月31日までの間に、漁業協同組合合併促進法による都道府県知事の認定を受けて行う一定の合併により取得した不動産又は船舶に係る次の登記に対する登録免許税について、次のように軽減する措置を講ずることとする。（租税特別措置法第78条の2関係）
- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 不動産の所有権の移転登記 | 1,000分の1（本則1,000分の4） |
| ② 不動産の地上権等の移転登記 | 1,000分の0.5（本則1,000分の2） |
| ③ 船舶の所有権の移転登記 | 1,000分の2（本則1,000分の4） |
- (8) 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に規定する認定経営基盤強化計画に係る認定（平成20年3月31日までに一定の金融機関等が受けたものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に対する登録免許税の税率を次のとおり軽減する。（租税特別措置法第80条の3関係）
- | | |
|--|---|
| ① 株式会社の設立又は資本の増加（②に該当するものを除く。） | 1,000分の2.5（平成18年3月31日までに受けた認定に係るものについては、1,000分の1.5）（本則1,000分の7） |
| ② 合併又は分割による株式会社の設立又は資本の増加 | 1,000分の1（本則1,000分の1.5） |
| 増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社又は分割をした会社の資本の金額を超える部分については、1,000分の2.5（平成18年3月31日までに受けた認定に係るものについては、1,000分の1.5）（本則1,000分の7） | |
| ③ 合併による法人の設立等の場合における不動産の所有権の取得 | 1,000分の1.5（平成18年3月31日までに受けた認定に係るものについては、1,000分の1）（本則1,000分の4） |
| ④ 法人の設立等の場合における抵当権の取得 | 1,000分の1.5（平成18年3月31日までに受けた認定に係るものについては、1,000分の1）（本則1,000分の2） |

⑤ 合併による法人の設立等の場合における抵当権の取得

1,000分の0.5（本則1,000分の1）

- (9) 株式会社産業再生機構法の制定に伴い、同法の規定により行われる産業再生委員会の委員の登記について、重要財産委員会の委員と同様に申請件数1件につき3万円の登録免許税を課す規定の整備を行うこととする。（租税特別措置法第84条の5関係）

- (10) 清酒等に係る酒税の税率の特例の適用対象に発泡酒（麦芽重量割合が50%以上のものを除く。）及び合成清酒（租税特別措置法第87条の3第1項の適用を受けるものを除く。）を追加した上、その適用期限を5年延長するとともに、各酒類に対する酒税の税額を本則税額にそれぞれ次の割合を乗じた金額とすることとする。（租税特別措置法第87条関係）

① 清酒及びしょうちゅう甲類

平成15年4月1日から平成18年3月31日まで 100分の70

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75

② 合成清酒、果実酒及び発泡酒

平成15年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の70

③ しょうちゅう乙類

平成15年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の70

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75

- (11) 平成18年3月31日までにビールの製造免許を受けた者（前年度におけるビールの課税移出数量が1,300kl以下の者に限る。）の当年度におけるビールの課税移出数量のうち200klの範囲内のものに対する酒税の税額を、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに初めてビールの製造免許を受けた者については当該免許を受けた日から3年間（平成15年3月31日以前にビールの製造免許を受けた者については平成15年4月1日から平成18年3月31日まで）、本則税額の100分の80に軽減する措置を講ずることとする。（租税特別措置法第87条の6関係）

(12) たばこ税の引上げ

- ① たばこ税の税率の特例措置について、平成15年7月1日以降当分の間、その税率を製造たばこ（専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこを除く。）については3,126円／千本（現行2,716円／千本）に、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこについては1,484円／千

本（現行1,289円／千本）に引き上げることとする。（租税特別措置法第88条関係）

- ② 入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年延長した上、その税率を平成15年7月1日以降6,000円／千本（現行5,000円／千本）に引き上げることとする。（租税特別措置法第88条の2関係）

③ その他

イ 平成15年7月1日において、製造たばこ製造場又は保税地域以外の場所で、製造たばこを販売のため一定数量以上所持する者に対して、手持品課税を行うこととする。（附則第131条関係）

ロ その他所要の規定の整備を図ることとする。

- (13) 平成15年10月1日から平成17年3月31日までの間、鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭について、石油石炭税の免税措置を講ずることとする。（租税特別措置法第90条の4の2関係）

- (14) 平成15年10月1日から平成19年3月31日までの間、沖縄県で発電の用に供する石炭について、石油石炭税の免税措置を講ずることとする。（租税特別措置法第90条の4の3関係）

- (15) 株式分割等に係る株券に対する印紙税の非課税措置の対象範囲に、協同組織金融機関の作成する優先出資証券を加えた上、その適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第91条の4関係）

7 その他の租税特別措置の改正

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずることとする。

(1) 廃止

次に掲げる租税特別措置を廃止する。

- ① 事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除（旧租税特別措置法第10条の4、第42条の8、第68条の12関係）
- ② 中小企業者等又は中小連結法人の機械の特別償却（旧租税特別措置法第12条の2、第45条の2、第68条の28関係）
- ③ 鉱業用坑道等の特別償却（旧租税特別措置法第16条、第49条、第68条の37関係）

- ④ プログラム等準備金（旧租税特別措置法第20条の2、第57条、第68条の51関係）
- ⑤ 技術等海外取引に係る所得又は連結所得の特別控除（旧租税特別措置法第21条、第58条、第68条の60関係）
- ⑥ 農地等の贈与による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第77条関係）
- ⑦ 中小企業者が集団化等のため取得する土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（経過措置を含む。）（旧租税特別措置法第78条の3関係）
- ⑧ 公的医療機関の開設者等が国立病院等に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第81条関係）
- ⑨ 不動産特定共同事業者が取得する土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第83条の3関係）
- ⑩ 中高層耐火建築物等の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第83条の4関係）
- ⑪ 防災街区整備権利移転等促進計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第83条の5関係）
- ⑫ 認定再開発事業計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第83条の5関係）
- ⑬ 民間都市開発の推進に関する特別措置法の認定計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第83条の5関係）
- ⑭ 認定特定事業計画等に基づき施設等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第83条の6関係）

(2) 縮減等

① 特別償却

イ 船舶等の特別償却制度について、機械その他の設備に係る償却割合を100分の6（現行100分の10）に引き下げる。（租税特別措置法第11条、第43条、第68条の16関係）

ロ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の

特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の24（現行100分の25）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第43条の2、第68条の17関係）

ハ 特定中核的民間施設等の特別償却制度について、次のとおり見直した上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第43条の3、第68条の18関係）

（イ）山村振興法の保全事業用資産の特別償却制度について、建物等に係る償却割合を100分の6（現行100分の8）に引き下げる。

（ロ）特定農山村法の農林業等活性化基盤施設の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の10（現行100分の15）に引き下げる。

ニ 地震防災対策用資産の特別償却制度について、対象地域のうち一定の区域に係る償却割合を100分の8（現行100分の9）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第11条の2、第44条、第68条の19関係）

ホ 特定余暇利用施設の特別償却制度について、償却割合を、基本構想承認後5年超8年以内の取得等については100分の7（現行5年超7年以内100分の10、7年超8年以内100分の8）に、基本構想承認後10年超12年以内の取得等については100分の5（現行100分の6）に、それぞれ引き下げる。（租税特別措置法第11条の5、第44条の5、第68条の22関係）

ヘ 特定電気通信設備等の特別償却制度について、電気通信基盤充実設備、電気通信役務安定提供設備及び不正アクセス対策用設備を除外する等対象設備の見直しを行うとともに、電気通信利便性充実設備に係る償却割合を100分の10（現行100分の12）に、広帯域加入者網普及促進設備に係る償却割合を100分の15（現行100分の18）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第11条の6、第44条の6、第68条の23関係）

ト 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の8（現行100分の9）に、建物等に係る償却割合を100分の4（現行100分の5）にそれぞれ引き下げる。（租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27関係）

チ 過疎地域等における工業用機械等の特別償却制度について、水源地域に係る措置の機械装置に係る償却割合を100分の11（現行100分の12）に引き

下げる。（租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27関係）

リ 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、割増率を耐用年数35年以上のものにあっては100分の50（現行100分の55）に、耐用年数35年未満のものにあっては100分の36（現行100分の40）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第14条、第47条、第68条の34関係）

ヌ 特定再開発建築物等の割増償却制度について、対象となる特定再開発建築物等の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第14条の2、第47条の2、第68条の35関係）

ル 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度について、対象となる支出金の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第18条、第52条、第68条の39関係）

② 準備金等

イ 海外投資等損失準備金制度について、資源開発事業法人等が行うことができる資源開発事業等の範囲の見直しを行う。（租税特別措置法第55条、第68条の43関係）

ロ 農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、対象となる協同組合等の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第61条関係）

ハ 農用地利用集積準備金制度について、積立率を100分の9（現行100分の10）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第61条の2、第68条の64関係）

ニ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例制度について、対象となる組合の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第66条の10、第68条の94関係）

ホ 欠損金の繰越期間の特例制度について、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の認定実施計画を実施する中小企業者に係る措置を除外した上、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定研究開発等事業計画を実施する中小企業者に係る措置の適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第66条の13関係）

③ 農用地区域等内の農地等を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。（租税特別措置法

第77条の2 関係)

イ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告に係る協議等により農地等を取得した場合の軽減措置及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の認定を受けた者が都道府県知事に対する森林所有権の移転のあっせんの申出に基づき森林に係る土地を取得した場合の軽減措置を廃止する。

ロ 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を調整した上、その適用期限を2年延長する。

④ 農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。(租税特別措置法第78条の2 関係)

イ 農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合の軽減措置、農林中央金庫等が特定漁業協同組合等から不動産等に関する権利を取得した場合の軽減措置及び漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の軽減措置について、軽減税率の調整を行う。

ロ 農業協同組合が農業協同組合法の規定により農業協同組合連合会から権利義務を包括承継した場合の軽減措置について、軽減税率を調整した上、その適用期限を2年延長する。

ハ 森林組合が、平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に、森林組合法の規定により森林組合連合会の権利義務を包括承継した場合について、不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を1,000分の2(本則1,000分の20)等に軽減する措置を加える。

ニ 農業共済組合及び農業共済組合連合会を登録免許税法別表第三(非課税の登記等の表)に掲名するとともに、同組合が農業災害補償法の規定により同連合会の権利義務を包括承継した場合の軽減措置及び同組合が合併により不動産を取得した場合の軽減措置を廃止する。

(3) 適用期限の延長等

① 揮発油税及び地方道路税並びに自動車重量税について、税率の特例措置の適用期限を5年延長することとする。(租税特別措置法第89条、第90条の11 関係)

- ② 特定の用途に供される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置について、その適用期限を5年延長することとする。（租税特別措置法第89条の3、第89条の4関係）
- ③ 製造過程管理高度化設備等の特別償却の適用期限を平成17年3月31日まで延長する。（租税特別措置法第11条の8、第44条の8、第68条の24の2関係）
- ④ 登録免許税の特例
- イ 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第78条関係）
 - ロ 商工組合中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第78条の3関係）
 - ハ 特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を調整した上、その適用期限を1年延長する。（租税特別措置法第83条関係）
- ⑤ 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。
- イ 山林所得に係る森林計画特別控除（租税特別措置法第30条の2関係）
 - ロ 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却（租税特別措置法第44条の2、第68条の20関係）
 - ハ 経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却（租税特別措置法第13条の2、第46条、第68条の30関係）
 - ニ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却（租税特別措置法第13条、第46条の2、第68条の31関係）
 - ホ 植林費の損金算入の特例（租税特別措置法第50条、第68条の38関係）
 - ヘ 特定災害防止準備金（租税特別措置法第20条の2、第55条の6、第68条の45関係）
 - ト 電子計算機買戻損失準備金（租税特別措置法第57条、第68条の50関係）
 - チ 中小企業等又は中小連結法人等の貸倒引当金の特例（租税特別措置法第57条の9、第68条の59関係）
 - リ 国産石油アスファルト等に係る石油税の還付（租税特別措置法第90条の6の2関係）

ヌ 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例（租税特別措置法第90条の9関係）

⑥ 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。

イ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第87条の5関係）

ロ 沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例（租税特別措置法第90条の8の2関係）

8 その他

(1) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、適用対象となる負担金の範囲に、社債等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金を加えることとする。（租税特別措置法第66条の11、第68条の95関係）

(2) 認定特定非営利活動法人がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなすこととする。（租税特別措置法第66条の11の2関係）

(3) 商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例について、次の措置を講ずるとともに、その適用期限を撤廃した上、同特例を「先物取引に係る雑所得等の課税の特例」に改めることとする。（租税特別措置法第41条の14、第41条の15関係）

① 適用対象に、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成16年1月1日以後に証券取引法に規定する有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（以下「有価証券先物取引等」という。）をし、かつ、当該有価証券先物取引等の差金等決済をした場合の当該差金等決済に係る当該有価証券先物取引等による事業所得及び雑所得を加える。

② 先物取引に係る課税雑所得等の金額に対する税率を15%（現行20%）に引き下げる。

③ 先物取引に係る差金等決済をしたことにより生じた損失の金額のうちに、その差金等決済をした日の属する年分の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後3年内の各年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除を認める。

(注) 上記②及び③の改正は、平成15年1月1日以後の先物取引に係る差金等決済について適用する。ただし、有価証券先物取引等については、平成16年1月1日以後上記①の差金等決済について適用する。(附則第85条関係)

- (4) 特定の医療法人の法人税率の特例制度について、特定の医療法人の承認は、国税庁長官(現行財務大臣)が行うこととする。(租税特別措置法第67条の2、第68条の100関係)
- (5) 退職年金等積立金に対する法人税(特別法人税)の課税停止措置を2年延長することとする。(租税特別措置法第68条の4関係)
- (6) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例について、相続時精算課税に係る財産で贈与により取得したものを適用対象に加えるとともに、各適用要件につき所要の規定の整備を行うこととする。(租税特別措置法第69条の5関係)
- (7) その他所要の規定の整備を行うこととする。

十三 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正(第14条関係)

租税条約の規定に基づき条約相手国から情報の提供要請があった場合には、当該情報の提供のために、一定の場合を除き、国税庁、国税局又は税務署の当該職員が当該要請において特定された者に対して質問検査を行うことができることとする規定(罰則等所要の規定を含む。)を整備することとする。(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第9条、第10条、第13条関係)

十四 施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成15年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

2. 政令案要綱

(1) 所得税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成15. 3. 28 閣議決定]

- 1 老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度の対象となる有価証券の範囲から公社債投資信託以外の公募証券投資信託の受益証券を除外することとする。(第33条関係)
- 2 公共法人等及び公益信託等に係る非課税制度について、その利子等又は配当等のうち非課税とされる部分を引き続き所有していた期間に対応する部分とする公社債等の範囲から公社債投資信託以外の公募証券投資信託の受益証券及び特定の投資法人の投資口を除外することとする。(第50条の2 関係)
- 3 特定退職金共済団体の要件である過去勤務等通算期間に係る掛金の限度額を3万円(現行2万2千円)に引き上げることとする。(第73条関係)
- 4 寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に、慢性疾患の療養のため入院している児童の世話をを行う家族等を宿泊させることを目的とした施設の設置運営を主たる目的とする法人等を加えることとする。(第217条関係)
- 5 株式等の譲渡の対価の受領者の告知制度について、証券会社等の営業所において株式等の保管の委託に係る契約の締結又は振替口座簿の開設の際、その氏名及び住所等を告知している場合を、株式等の譲渡の対価の支払の都度告知を要しないこととする特例の対象に加えることとする。(第342条関係)
- 6 特殊法人等が独立行政法人等に移行することに伴う所要の措置を講ずることとする。(第6条、第64条、第72条、第73条、第89条、第156条、第217条、第319条の4 関係)
- 7 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 8 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成15年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

(2) 法人税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成 15. 3. 28 閣議決定]

- 1 同族会社の判定における同族関係者の範囲について、自己株式を有する場合の判定方法を見直すほか、同族関係者となる持分割合の基準を 100 分の 50 超（現行 100 分の 50 以上）とすることとする。（第 4 条関係）
- 2 合併、分割、現物出資又は事後設立（以下「組織再編成」という。）を行った後に適格合併を行うことが見込まれている場合のその組織再編成の適格要件の細目等を定めることとする。（第 4 条の 2 関係）
- 3 公益法人等の収益事業の範囲について、民間都市開発推進機構が都市再生特別措置法に基づき行う金銭貸付業を除外する措置等を講ずることとする。（第 5 条関係）
- 4 寄附金の損金不算入に対する特例制度の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に、慢性疾患の療養のため入院している児童の世話をを行う家族等を宿泊させることを目的とした施設の設置運営を主たる目的とする法人等を加えることとする。（第 77 条関係）
- 5 連結法人が分割型分割を行った場合に欠損金額とみなされる連結欠損金個別帰属額に含まないものとされる金額等について定めることとする。（第 112 条、第 113 条、第 116 条の 2 関係）
- 6 連結法人間で適格合併等が行われた場合の連結法人間取引の損益の調整について、細目等を定めることとする。（第 122 条の 14、第 155 条の 22 関係）
- 7 最初連結事業年度に自己を被合併法人等とする適格合併等を行った株式移転に係る完全子会社であった連結子法人の欠損金額等を連結欠損金額とみなされる範囲に含める等、連結欠損金額とみなされる欠損金額の細目等を定めることとする。（第 155 条の 19～第 155 条の 21 関係）
- 8 連結欠損金の繰戻しによる還付の特例の対象となる連結欠損金額から除外されるものの範囲を定めることとする。（第 156 条関係）
- 9 特殊法人等が独立行政法人等に移行することに伴う所要の措置を講ずることとする。（第 5 条、第 13 条、第 77 条、第 79 条、第 135 条関係）
- 10 その他所要の規定の整備を行うこととする。

- 11 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成 15 年 4 月 1 日から施行することとする。（附則第 1 条関係）

(3) 相続税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成15. 3. 28 閣議決定]

- 1 債務控除をする公租公課の金額に、地方税法の規定による地方団体の徴収金の額を加えることとする。(第3条関係)
- 2 配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例について、分割期限の再延長の申請書の提出期限を相続税の申告期限後3年を経過する日の翌日から2月(現行1月)を経過する日とする。(第4条の2関係)
- 3 年の中途において課税財産の範囲が変更となった場合において、法の施行地外に住所を有していた期間内に贈与により取得した財産のうちその価額を贈与税の課税価格に算入する財産について定めることとする。(第4条の4の2関係)
- 4 相続時精算課税選択届出書の提出方法、贈与者が同年中に死亡した場合の提出先等について定めることとする。(第5条関係)
- 5 相続時精算課税適用者について相続税額の加算を行う場合において、加算の対象とならない贈与財産に対応する相続税額を定めることとする。(第5条の2関係)
- 6 相続時精算課税に係る贈与税の税額控除の順序について定めることとする。(第5条の3関係)
- 7 贈与により財産を取得した者が相続時精算課税選択届出書を提出せずに死亡した場合に、その相続人が相続時精算課税選択届出書を提出するときの提出の方法、提出先等について定めることとする。(第5条の6関係)
- 8 更正の請求の特則の対象となる事由に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと等を加えることとする。(第8条関係)

- 9 相続時精算課税に係る贈与税に相当する税額のうち相続税額から控除しきれない金額の還付の手続及び還付すべき税額の国税及び滞納処分費への充当の順序について定めることとする。（第9条、第10条関係）
- 10 相続時精算課税に係る贈与をした者の当該贈与に係る贈与税の連帯納付義務の範囲について定めることとする。（第11条関係）
- 11 相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示請求について、請求の方法、請求先等を定めることとする。（第27条関係）
- 12 支払調書の提出に代えて磁気テープ等を提出することについての税務署長の承認を受けるための申請の方法等を定めることとする。（第29条関係）
- 13 その他所要の規定の整備を図ることとする。
- 14 この政令は、平成15年4月1日から施行する。

(4) 地価税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成15. 3. 28 閣議決定]

- 1 居住用土地等の非課税措置について、建物を法人の役員の居住の用に供した場合に、その対象から除かれることとなる普通法人の判定について、自己株式を有する場合の判定方法を見直すほか、当該法人となる持分割合の基準を100分の50超（現行100分の50以上）とする。（第10条関係）
- 2 同族会社の行為又は計算の否認の対象となる同族会社の株主等と特殊の関係のある法人の判定について、自己株式を有する場合の判定方法を見直すほか、当該法人となる持分割合の基準を100分の50超（現行100分の50以上）とする。（第22条関係）
- 3 その他所要の規定の整備を図ることとする。
- 4 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成15年4月1日から施行する。

(5) 登録免許税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成15. 3. 28 閣議決定]

- 1 共有物の分割による所有権の移転登記について、その共有物について有していた持分の価額に対応する部分を定めることとする。（第5条の3関係）
- 2 特殊法人等が独立行政法人等に移行することに伴う所要の措置を講ずることとする。（第16条の3、第16条の4関係）
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成15年4月1日から施行する。

(6) 消費税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成15. 3. 28 閣議決定]

- 1 消費税の課税の対象となる資産の譲渡等に含まれる金銭以外の資産の出資から、特別の法律に基づく承継に係るものを除くこととする。(第2条関係)
- 2 分割等があった場合の納税義務の免除の特例について、特定要件の判定の対象となる新設分割親法人と特殊な関係のある者の範囲の見直しを行うこととする。(第24条関係)
- 3 課税期間の特例(1月又は3月)の適用を受けている事業者が、他の特例期間に変更しようとする場合の届出書を提出することができることとなる日を定めることとする。(第41条関係)
- 4 中間申告制度の改正に伴い、申告期限の特例の適用の対象となる国、地方公共団体等に係る中間申告制度の適用関係の細目等を定めることとする。(第76条関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 事業者免税点制度の改正に伴い、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間において新たに課税事業者となる者が、その課税期間中に簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を提出した場合には、その課税期間から同制度の適用を受けることができることとする特例を設けるほか、所要の経過措置を設けることとする。(附則第2条、第3条関係)
- 7 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成16年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

(7) 酒税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成 15. 3. 28 閣議決定]

- 1 ビールの原料に麦を加えることとする。(第 6 条関係)
- 2 酒類製造者等の製造方法の申告及び製造の休止の申告等について細目を定めることとする。(第 53 条関係)
- 3 酒類等が亡失、腐敗等した場合の届出について細目を定めることとする。(第 56 条の 2 関係)
- 4 その他所要の規定の整備を図ることとする。
- 5 この政令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行することとする。ただし、手持品課税に関連する規定は、同年 5 月 1 日から施行することとする。

(8) 石油税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成 15. 3. 28 閣議決定]

- 1 名称を石油石炭税法施行令に改めることとする。
- 2 課税対象に追加された石炭に係る納税地の特例の承認申請手続、採取の開
廃申告書の記載事項等を定めることとする。(第 3 条、第 19 条、附則第 3 条
等関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、別段の定めのあるものを除き、平成 15 年 4 月 1 日から施行す
ることとする。(附則第 1 条関係)

(9) 印紙税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成 15. 3. 28 閣議決定]

- 1 出資証券が非課税となる法人の範囲から、農畜産業振興事業団を除くこととする。(第 25 条関係)
- 2 この政令は、平成 15 年 10 月 1 日から施行することとする。

(10) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成15. 3. 28 閣議決定]

1 研究開発減税

- (1) 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度におけるその税額控除割合の基礎となる試験研究費割合の計算方法、産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の適用対象となる特別共同試験研究費の額の範囲等を定めることとする。(第5条の3、第27条の4、第39条の39関係)
- (2) 試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除制度について、次の改正を行うこととする。(第5条の3、第27条の4、第39条の39関係)
 - ① 適用対象となる試験研究費の範囲から特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の商工組合等が賦課する負担金、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の組合等が賦課する負担金及び食品流通構造改善促進法の食品製造事業協同組合等が賦課する負担金を除外する。
 - ② 適用対象となる特別試験研究費の範囲からエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の承認事業者等が行う試験研究を除外する。

2 設備投資減税

- (1) 情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、適用対象となる情報通信機器等のうちソフトウェア以外のものとソフトウェアとにつきそれぞれの取得価額の最低限度及びリース費用の総額の最低限度、リース税額控除限度額の計算の細目等を定めることとする。(第5条の8、第27条の11、第39条の45関係)
- (2) 開発研究用設備の特別償却制度について、新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究の範囲、適用対象となる機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の最低限度等を定めることとする。(第5条の11、第28条の6、第39条の49の2関係)

3 中小企業・ベンチャー企業支援

- (1) 中小企業者等又は連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用措置について、その対象となる自己資本比率(総資産に占める自己

資本の割合)が100分の50以下の中小法人又は中小連結親法人(資本金1億円以下の法人又は連結親法人)の自己資本比率を計算する場合における総資産の額及び自己資本の額の計算の細目等を定めることとする。(第39条の34の2、第39条の128関係)

- (2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例等について、重複して適用を受けることを排除する規定の範囲を定めることとする。(第18条の4、第39条の29、第39条の124の2関係)
- (3) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例について、控除の方法、特例の適用を受けた控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の当該適用を受けた年の翌年以後の各年分における取得価額の計算方法等を定めることとする。(第25条の12関係)
- (4) 商業施設等の特別償却制度について、中小小売商業振興法の連鎖化事業計画に係る措置を除外することとする。(第6条、第28条の10、第39条の53関係)

4 金融・証券税制

- (1) 金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用の特例について、新たに適用対象となる内国法人及び当該内国法人が支払を受ける公社債の利子の範囲等を定めることとする。(第3条の3関係)
- (2) 配当所得に係る申告不要の特例について、適用対象とならない配当等の範囲並びに受領者の告知及び支払調書の提出を要しない配当等の範囲等を定めることとする。(第4条の3関係)
- (3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例について、その適用対象に発行日取引を追加すること等に伴う規定の整備を行うとともに、平成15年4月1日から平成16年12月31日までの間に限り、自己が保管する上場株式等を特定口座に入れられることとする措置を講ずることとする。(第25条の10の2、附則第46条関係)
- (4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例について、源泉徴収選択口座が開設されている証券業者の営業譲渡等により当該源泉徴収選択口座の事務の移管等があった場合における当該源泉徴収選択口座に係る源泉徴収税額の納付期限等を定めるとともに、平成15年分の源泉徴収選択口座に係る源泉徴収税額の還付手続の細目等を定めることとする。(第25条の10の10、附則第15条関係)

5 土地税制

- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、適用対象となる都市再生特別措置法の都市再生事業の要件及び適用対象となるマンション建替事業における隣接施行敷地の譲渡に係る施行マンションの要件を定めることとする。（第20条の2、第38条の4関係）
- (2) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例等の適用対象となる特定民間再開発事業の施行区域の範囲に、都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域を追加すること等とする。（第25条の4、第39条の7、第39条の106関係）
- (3) 認定民間都市再生事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等に係る登録免許税の税率の軽減の特例について、適用対象となる特定民間都市再生事業の範囲を定めることとする。（第43条の2関係）
- (4) 改良優良賃貸住宅の特別償却制度について、適用対象となる改良優良賃貸住宅の範囲等を定めることとする。（第7条、第29条の4、第39条の63関係）
- (5) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、適用対象となる住宅用家屋等の要件等を定めることとする。（第40条の5関係）
- (6) 住宅用家屋の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減の特例について、適用対象となる取得の原因を定めることとする。（第42条関係）

6 社会経済情勢の変化への対応

- (1) 産業活力再生特別措置法の改正に伴い、次の改正を行うこととする。
 - ① 事業革新設備の特別償却制度について、適用対象となる改正後の産業活力再生特別措置法の事業再構築計画、共同事業再編計画又は経営資源再活用計画の認定を受けた法人に関連する法人の範囲を定める。（第28条の7、第39条の50関係）
 - ② 欠損金の繰越期間の特例について、適用対象となる改正後の産業活力再生特別措置法の事業再構築計画、共同事業再編計画又は経営資源再活用計画の認定等を受けた法人に関連する法人の範囲を定めるとともに、設備廃棄等による欠損金額の対象範囲に当該設備廃棄等に伴い生じた費用等を加える。（第39条の23関係）
- (2) 飼料製造設備等の特別償却制度について、適用対象となる機械その他の減価

償却資産の範囲を定めることとする。（第28条の11関係）

(3) 再商品化設備等の特別償却制度について、自動車破碎残さの再資源化の促進に著しく資する設備の範囲を定めるとともに、特定家庭用機器廃棄物の再商品化の促進に著しく資する設備に係る基準取得価額を定めることとする。（第6条の3、28条の12、第39条の54関係）

(4) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の改正を行うこととする。（第6条の5、第28条の14、第39条の56関係）

① 半島振興対策実施地域に係る対象資産の取得価額の最低限度を2,500万円超（現行2,300万円超）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

② 過疎地域に類する離島振興対策実施地域に係る対象業種を見直した上、その適用期限を2年延長する。

③ 水源地域に係る適用期限を2年延長する。

④ 離島振興対策実施地域に係る対象事業に農林水産物等を当該地域内の店舗において他の地域の者に販売する事業を、対象資産に当該事業に係る機械及び装置並びに建物及びその附属設備をそれぞれ加えた上、その適用期限を2年延長する。

(5) 医療用機器等の特別償却制度について、適用対象となる医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品の範囲を定めることとする。（第6条の6、第28条の15、第39条の58関係）

(6) 漁業協同組合合併促進法の規定による都道府県知事の認定を受けて行う漁業協同組合の合併に係る登録免許税の税率の軽減の特例について、適用対象となる合併の範囲を定めることとする。（第42条の8関係）

(7) ビールに係る酒税の税率の特例について、適用対象となる期間が一年未満の場合における対象数量等を定めるとともに、相続又は合併があった場合の特例の適用に関する細目を定めることとする。（第46条の7、第46条の8関係）

(8) 特定石炭の引取りに係る石油石炭税の免税手続等を定めることとする。（第48条の7関係）

(9) 沖縄発電用特定石炭の引取りに係る石油石炭税の免税手続等を定めることとする。（第48条の8関係）

7 特別税額控除、減価償却の特例等

(1) 公害防止用設備の特別償却制度について、適用対象となる一般公害防止用設

- 備の取得価額の最低限度を300万円（現行150万円）に引き上げる等とすることとする。（第5条の9、第28条、第39条の46関係）
- (2) 特定中核的民間施設等の特別償却制度について、次の改正を行うこととする。（第28条の3、第39条の47関係）
- ① 適用対象となる特定中核的民間施設の取得価額の最低限度を6億5千万円（現行6億円）に引き上げる。
 - ② 山村振興法に係る措置について、適用対象となる保全事業等資産のうち建物及びその附属設備に係る取得価額の最低限度を2,300万円（現行2,000万円）に、機械及び装置に係る取得価額の最低限度を210万円（現行180万円）にそれぞれ引き上げる。
 - ③ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に係る措置について、適用対象となる保全事業等資産のうち建物及びその附属設備に係る取得価額の最低限度を2,300万円（現行2,000万円）に引き上げる。
- (3) 地震防災対策用資産の特別償却制度について、地震防災対策強化地域のうち償却割合を100分の8とする区域を定めるとともに、対象地域の見直しを行うこととする。（第5条の10、第28条の4、第39条の48関係）
- (4) 海外投資等損失準備金制度について、資源開発事業法人等が行う資源開発事業等の対象資源の範囲から水産動植物及び採油用種子等を除外することとする。（第32条の2、第39条の72関係）
- (5) 電子計算機買戻損失準備金制度について、特別買戻損失の発生割合の計算方法の見直しを行うこととする。（第33条、第39条の78関係）

8. その他

- (1) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度における公益を目的とする事業を行う法人に対する贈与等に係る国税庁長官の承認手続について、次の改正を行うこととする。（第25条の17関係）
- ① 承認申請書の提出期限をその贈与等があった日から4か月以内（現行3か月以内）に延長する。
 - ② 法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされている一定の法人に対する財産の贈与等について、その贈与等に係る承認手続等の特例を定めるとともに、承認の取消事由の整備を行う。

- (2) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例について、有価証券先物取引等に係る雑所得等の金額の計算等、有価証券先物取引等に係る差金等決済をする者の告知等及び有価証券先物取引等の調書の提出に関する規定を整備することとする。
(第26条の23～第26条の25関係)
 - (3) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除について、繰越控除の対象となる先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算及び控除の方法等の細目を定めることとする。(第26条の26関係)
 - (4) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、適用対象から農業協同組合合併助成法の推進法人又は支援法人及び漁業協同組合合併促進法の推進法人が行う特定の業務に充てるための負担金を除外することとする。(第39条の22関係)
 - (5) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例について、認定特定非営利活動法人の認定要件の見直しを行うこととする。(第39条の22の2関係)
 - (6) 特定の医療法人の法人税率の特例について、特定の医療法人の承認要件の見直し等を行うこととする。(第39条の25、第39条の122の2関係)
 - (7) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例について、相続時精算課税に係る贈与財産を適用対象とするための要件、選択の方法等を定めることとする。(第40条の2の2関係)
 - (8) その他所要の規定の整備を図ることとする。
- 9 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成15年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

- (11) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時
特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成 15. 3. 28 閣議決定]

- 1 連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、益金の額に算入される特別勘定から除外される特別勘定の細目を定めることとする。(第 21 条の 5 関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)

(12) 国税通則法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成15. 3. 28 閣議決定]

- 1 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、納税義務の成立時期の特例等について、所要の規定の整備を行うこととする。(第5条、第14条、第23条、第25条関係)
- 2 納税証明書の手数料を現金で納付することができることとする。(第42条関係)
- 3 この政令は、別段の定めのあるものを除き、平成15年4月1日から施行することとする。

3. 附帯決議

(1) 「所得税法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議

[平成15. 3. 3 衆議院財務金融委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 財政の持続可能性に対する懸念に対して、中長期的な財政構造健全化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化に努めるとともに、歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税のあり方についての抜本的見直しを行い、持続的経済社会の活性化を実現する税制の構築に努めること。
- 一 租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化を推進すること。
- 一 納税者数。滞納状況等の納税環境の変動、業務の一層の複雑化・高度化・国際化、更には滞納整理等に伴う事務量の増加にかんがみ、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、税負担の公平を確保する税務執行の重要性を踏まえ、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、定員の確保、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を行うこと。
- 一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の一層の機械化促進に特段の努力を行うこと。